

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-50(政策14-施策①))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	男女共同参画に関する普及・啓発					
施策の概要	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。 本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	21	21	37	33
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	21	21	37	
執行額(百万円)	19	17	37			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、「男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、国民の理解を促すための教育及び広報・啓発活動は、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策」であると位置づけられている。					

測定指標	①男女の多様な生き方を認める割合 (「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		55.1%	-	45.1%	-	49.4%	-	前回調査以上のパーセンテージ。	
		年度ごとの目標値	-	57%	-	前回調査以上	前回調査以上		
	②内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		44千件/月(平均)	72千件/月(平均)	92千件/月(平均)	101千件/月(平均)	176千件/月(平均)		平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る	
		年度ごとの目標値		34千件/月(平均)	34千件/月(平均)	過去3か年実績の平均件数以上	平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る		
	③総合情報誌「共同参画」に関する内閣府男女共同参画局ホームページ(kyodosankaku/indexページのみ)へのアクセス件数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		856件/月(平均)	856件/月(平均)	861件/月(平均)	1,037件/月(平均)	976件/月(平均)		平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る	
		年度ごとの目標値	-	856件/月(平均)	過去3か年実績の平均件数以上	平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る			
④「男女共同参画週間」ポスターデータの使用件数(ポスターデータのダウンロード件数)	基準値	実績値					目標値	達成	
	24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成	
	294件	-	294件	263件	1,122件/年		平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る		
	年度ごとの目標値	-	4,097件	前年度以上	平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る				

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>(判断根拠)</p> <p>測定指標①は、男女共同参画に関する全ての施策の最終目標ともいえるべき固定的性別役割分担意識の変革に係る指標であり、男女共同参画に関する普及・啓発事業の推進及び測定指標②③④の成果を積み重ねることにより達成可能と考えている。したがって「男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める」という目標を達成するに当たっては①～④のいずれの測定指標も主要なものとする。</p> <p>測定指標①については平成26年度の調査において基準値(平成21年度実績)は下回ったものの、前回調査(平成24年度)の数値を上回り、目標を達成することができた。(測定指標①については3～4年に一度実施する世論調査に基づくものであり27年度は未実施。)</p> <p>測定指標②、④は「平成26年度～平成27年度平均で平成25年度の値を上回る」という目標を上回り、測定指標③は同じ目標を下回った。</p> <p>したがって、測定指標③は目標を下回ったものの、測定指標①、②、④が目標を達成している状況を踏まえ、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。</p>

施策の分析

測定指標①の「男女の多様な生き方を認める割合」については、数年おきに実施される「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合が実績の数値となる。
 平成27年度に実施される他の世論調査において当該調査項目が盛り込まれる可能性を模索していたが実現せず、結果として実績値が計れなかった。
 27年度は数値を計ることができなかったが、26年度には「女性の活躍促進に関する世論調査」において当該調査項目が盛り込まれ、実績値を計ることができたことから、24年度の「男女共同参画社会に関する世論調査」における実績値と比較して、24年度よりも26年度における「反対」「どちらかといえば反対」の実績値が上回ったことから、目標を達成したと判断した。

測定指標②の「内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数」については、目標値である平成25年度の101千件/月(平均)の数値を大きく上回る176千件/月(平均)となった。これは特に27年度は5年に1度の男女共同参画基本計画の改訂の手續に係る情報(専門調査会における議論の経過や、パブリックコメント)や、女性活躍推進法の情報などの掲載によりホームページ全体のアクセス数が大きく増加したものと推測される。また、平成27年度当初に「女性応援ポータルサイト」、「はばたく女性人材バンク」の2つのサイトを新たに開設し、平成27年度末には「配偶者からの暴力被害者支援情報」ページのリニューアルを行ったこともアクセス数の増要因と考えられる。

当局が編集する総合情報誌「共同参画」は紙冊子としては9,800部を発行しているが、そのほとんどを各省庁、地方自治体(男女センター、教育委員会、公立図書館を含む)、関係議員、関係団体、男女共同参画関係有識者、企業、報道関係への配布としていることから、紙冊子を一般の国民が手に取る機会が限られている。このため、当局ホームページ上に電子版を公開して誰でも自由にアクセスしての閲覧を可能としており、この電子版のURLへのアクセス回数は一般国民の関心の度合いを計る上で重要な指標であると考えている。

測定指標③の「総合情報誌「共同参画」に関する内閣府男女共同参画局ホームページ(kyodosankaku/indexページのみ)へのアクセス件数」については、内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数(測定指標②)の数値が大きく増加している中で目標をわずかに下回り、男女共同参画についての関心は高まっているものの、総合情報誌の記事に対する検索が減少しているという結果となった。
 原因については、平成25年度には有名漫画家や日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会のトップに対するインタビュー企画によりアクセス数が伸びた要因があった。平成26年度、27年度は男女共同参画に関するトピックが多かったものの、それを迅速に男女局ホームページで紹介することでホームページ全体のアクセス数は大きく増加したものの、総合情報誌に掲載される記事はホームページに掲載した情報と重複するため、そのことが総合情報誌ページへのアクセス数が伸びない原因ではないかと推測される。今後は、総合情報誌独自の記事づくりの検討が必要と考えられる。

総合情報誌、白書等の紙媒体の印刷及び梱包・発送については、一般競争入札を行い、配布部数及び配布先の精査を行い効率的な実施に努めた。
 ホームページの管理・運用についても、一般競争入札を行い、外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めるとともに、平成27年度には「配偶者からの暴力被害者支援情報」ページのリニューアルを実施し、より国民のニーズに合った情報をわかりやすく提供できるよう努めた。
 また、メールマガジンやFacebookを活用した情報発信を積極的に行い、各情報発信ツールを相互にリンクさせることで、幅広い層への情報発信を有効かつ効率的にできたと考えられる。
 その他、「男女共同参画週間」の実施や、各種表彰によるロールモデルの提示についても、男女共同参画局ホームページを中心に、メールマガジンやFacebookとも連携して情報提供などを行い、そのことが男女共同参画局ホームページのアクセス件数、男女共同参画週間ポスターデータのダウンロード数の大幅な増につながったものと考えられ、男女共同参画社会の形成に係る国民の関心を高めるために有効的に寄与したと考える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】
 男女共同参画社会の形成に係る一般国民の理解や認識を深めるため、現在の目標を維持し、引き続き、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じた広報・啓発活動を実施する。
 また、平成28年度行政事業レビューにおける外部有識者の所見では、「男性への普及啓発」についての検討することの指摘があったが、これについては平成28年度より男性の意識改革を目的とした「男性の家事・育児等参加応援事業」を展開していくこととしている。

【測定指標】
 総合評価方式に移行するにあたり、4次計画において重点的に監視・評価すべきと定めた「政策領域目標」を指標とする。

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 岡田 恵子	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-51(政策14-施策②))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携					
施策の概要	男女共同参画の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず、地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	75	81	50	45
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	75	81	50	-
執行額(百万円)	61	55	36	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、「女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」としている。					

測定指標	1 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		70%	85%	88%	88%	87%	98%	前年度以上	
		年度ごとの目標値	-	-	80%	前年度以上	前年度以上	-	
	2 「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」における参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		75%	76%	69%	72%	86%	70%	80%	
		年度ごとの目標値	-	80%	80%	80%	80%	-	
	3 「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理研修」における出席者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		82% (基礎研修) 94% (苦情処理)	-	-	-	63% (基礎研修) 100% (苦情処理)	94% (基礎研修) 100% (苦情処理)	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	100%	100%	-	
	4 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		89% 5団体	72% 3団体	85% 5団体	73% 6団体	79% 6団体	95% 2団体	85% 3団体	
		年度ごとの目標	80% 1団体	80% 1団体	80% 1団体	85% 3団体	85% 3団体	-	

参考指標	市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移	実績値						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		65.9%	68.2%	70.3%	71.9%	73.3%		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標1及び測定指標3の「男女共同参画苦情処理研修における出席者の割合」については、目標値を達成している。測定指標3の「男女共同参画に関する基礎研修における出席者の割合」については、目標には届かなかったものの大幅な改善が見られる。測定指標4については、アンケートの肯定的な評価の割合は目標を上回った。新規共催団体数は目標未達成なものの、2団体の新規団体を共催に加えることができたため、ネットワークの拡大という点については一定の進展があったと考えられる。

評価結果	施策の分析	<p>測定指標1については、アンケートの中身を反映させたイベント内容やパネルディスカッションのテーマへの反映及び登壇者の選定を行うことで、大幅な改善が見られた。</p> <p>測定指標2については、開催時期が雪の影響を受けやすい2月であったこと等から目標達成にはならなかったため、会の中身、開催地及び開催時期を参加者の声を踏まえ、検討を行う予定。</p> <p>測定指標3については、地方議会の日程を考慮し、約2週間前倒して実施することにより、目標達成には届かなかったものの数値は大幅に改善した。</p> <p>測定指標4の「新規共催団体数」については、引き続き複数団体による共催を応募要件に設定し、新規共催団体の参加を促進した。「アンケートの肯定的な評価の割合」については、昨年度から向上したものの事業ごとにアンケート回収率に差があり、評価がぶれる傾向にある。なお、プログラムにグループディスカッションやワークショップ等の主催者と参加者の双方向のやりとりを含む事業は、肯定的評価が向上する傾向にある。</p> <p>参考指標については、規模の小さい市町村では、人員不足等の理由により、計画策定まで手が回らないという現状が考えられ、策定の依頼及び「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」による策定支援は毎年度行っているものの、ここ数年僅かな伸び率に留まっている。</p> <p>なお、平成28年度行政事業レビューにおける外部有識者の所見として指摘された、「男性への普及啓発」については、すでに本事業において行っている各種会議や研修には多くの男性が参加しており、男性への普及啓発に一定の役割果たしている。加えて、「男女共同参画に関する普及・啓発に必要な経費」の中で28年度より新たに男性の意識改革を目的とした「男性の家事育児等参加応援事業」を展開する予定である。</p> <p>また、「15年間苦勞しているのだから、やり方を変えることも一考の余地がある」旨の指摘については、上記に記載しているように会議や研修等の事業内容について、毎年PDCAサイクルを回し、プログラム内容や開催時期、講師の選定等に対し、様々な工夫や手法の変更を行っている。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>測定指標1については、男女共同参画週間のキャッチフレーズに合わせたテーマで会議を企画し、テーマに沿った専門家や著名人が登壇するよう努めることで、集客及び肯定的な評価の割合の向上に力をいれる。</p> <p>測定指標2については、開催時期が雪の影響を受けやすい2月であったこと等から目標達成にはならなかったため、会の中身、開催地及び開催時期等の検討を行う。検討を行う上で実際に会に出席したセンター長等にヒアリングを行い、検討の際の材料とする。</p> <p>測定指標3については、参加者より情報交換が有益である旨の意見が寄せられていることから、情報交換を重視したプログラムとすることで、出席率の向上を目指す。</p> <p>測定指標4については、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民の参加しやすさ及び事業実施結果検証手段としてのアンケート回収を行いやすい実施形態に留意しつつ、複数の共催団体との連携、共催団体同士の連携協力・取組実践を通じ、男女共同参画に対する理解増進を図る。また、グループディスカッション等、主催者と参加者の双方向のやりとりをより多く取り入れることで、肯定的評価の向上を図る。</p> <p>【測定指標】</p> <p>総合評価方式に移行するにあたり、4次計画において重点的に監視・評価すべきと定めた「政策領域目標」を指標とする。なお、総合評価方式に移行した後も、現在使用している測定指標及び参考指標を補足、参考として活用していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」におけるアンケートの肯定的な評価の割合については、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」(平成27年6月24日、東京)における参加者アンケート(参加者840名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち293名より回答(回答率34.9%)) ・「男女共同参画センター等の管理者等との情報交換会」(平成28年2月9日～10日、埼玉)は、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定。(平成26年3月変更) ・男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」(平成27年5月13日～14日、東京)は、参加推薦依頼に対する出席者数の割合が推薦枠数に対して100%となることを目標として設定。(平成26年3月変更) ・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」(平成27年10月17日～平成28年2月27日の間に行われた計8事業)における参加者アンケート(8事業の参加者のべ1,120名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち732名より回答(回答率65.4%)) ・「市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移」については、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成27年度)」から引用
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 岡田 恵子	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-52(政策14-施策③))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	国際交流・国際協力の促進					
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	20	19	17	99
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	20	19	17	-
執行額(百万円)	12	15	15	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	男女共同参画社会基本法において、「国際的協調」が5つの基本理念の1つとなっている。第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月閣議決定)の中で、基本的な方針「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」、第12分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」が定められている。					

測定指標	①海外要人の来訪件数(我が国の男女共同参画施策に対する海外の関心度)(注)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		19	-	8	19	37	30	前年度以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	前年度以上	-	-
	②「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
35.1%		-	34.8	-	-	-	50%以上		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	50%以上	-	-	

(注) 各国政府、国際機関、駐日大使館等が、我が国の男女共同参画政策や女性活躍等について意見交換等を行うため、内閣府政務や男女共同参画局を訪れた件数を計上。

参考指標	国際会議への出席回数(国際交流・国際協力の推進)	実績値					達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		10回	9回	8回	8回	6回	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 「海外要人の来訪件数」について、26年度は、「日本再興戦略」改定2014に、女性活躍の取組のさらなる推進が掲げられたことや、総理や男女共同参画担当大臣等による国際的な場における女性の活躍推進に関する積極的な発言が海外から高い評価を受け、25年度から26年度にかけて件数が大幅に増加し、27年度においても高い実績を維持しており、昨年度よりやや減ったものの概ね目標に近い数字であり、閣僚級の来訪が増加(平成26年度2件→平成27年度9件)していることもあり、引き続き進展があったと考える。 女子差別撤廃条約という用語の周知度については、数年おきに実施されている「男女共同参画社会に関する世論調査」において平成28年度に測定するため、実績値は測れなかったが、28年2月に同条約の審査が実施されたことにより、テレビ報道等でも多数取り上げられ、電話等による問い合わせやホームページアクセス件数が前年に比べ、約1.7倍と飛躍的に伸びているため、相当程度進展ありと判断した。
	施策の分析	(有効性) 国際会合等において、安倍政権の中核でもある女性活躍の推進に関する我が国の取組等を積極的に発信しており、その結果、各国政府や国際機関のハイレベルによる政務や局長等への来訪者が着実に増加している。また、国際規範等の国内への周知のための意見交換会には、毎回100~200名程度の多数の参加があり、「このような意見交換の場が持たれることは非常によいこと」「若い世代の取り込みも図っていきたい」などの感想を得ており、目的を達成している。このため、目標の達成手段は有効であると考えられる。 測定指標②の「『女子差別撤廃条約』という用語の周知度」については、数年おきに実施されている「男女共同参画社会に関する世論調査」における調査結果が実績の数値となる。平成27年度に実施される他の世論調査において当該項目が盛り込まれる可能性を模索していたが実現せず、結果として実績値が測れなかった。 (課題) 国内での広報を、HP、Facebook等における情報発信や意見交換会の開催等により積極的に進めてきたが、女性に関する国際規範等に関心の高い人々だけでなく、幅広い国民一般にも浸透するよう効果的に取組を進めることが課題である。

次期目標等への 反映の方向性	<p>【施策】 引き続き、我が国の女性活躍推進の取組等の海外への積極的な発信を行い、また、アジア・太平洋諸国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあてた調査及びシンポジウムを行う他、諸外国における先進的な女性リーダー育成プログラム等を調査するとともに、女性リーダーの育成に関するセミナー等を試行的に実施するなど、国内外に向けて幅広い人々に取組を発信する。</p> <p>【測定指標】 総合評価方式に移行するにあたり、4次計画において重点的に監視・評価すべきと定めた「政策領域目標」を指標とする。</p>
-------------------	--

学識経験を有する者の知 見の活用	-
---------------------	---

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	-
-----------------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 岡田恵子	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------	--------	-----------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-53(政策14-施策④))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組					
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。					
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	61	122	161	143
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	61	122	161	
執行額(百万円)	52	89	120			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		21か所	-	49か所	65か所	74か所	89か所	100か所	未達成
	年度ごとの目標値		-	53か所	69か所	84か所	100か所		
	2 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		82%	-	82%	41%	93%	99.2%	80%	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	70%	80%		
	3 「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発研修」におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		62%	-	62%	90%	100%	99.5%	95%	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	92%	95%		
	4 「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		87%	-	87%	110%	87%	100%	90%	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%	90%		
	5 「性犯罪被害者支援体制整備促進事業」研修におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		86%	-	86%	88.5%	98.8%	97.8%	90%	達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%	90%		
	6 「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」の募集定員に対する参加者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		90%	-	90%	86%	88%	87%	90%	未達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	88%	90%		
	7 「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業(相談員向け)」におけるアンケートの肯定的な割合	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		93.8%	-	93.8%	95.1%	88%	93%	93.8%	未達成
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%	93.8%		

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標2～5については、目標を達成することができた。 測定指標1、6、7については、目標未達成となったものの、達成率はおおむね目標に近い数字であり、今後相当な期間を要せずに目標達成可能と判断した。 したがって、7つの指標のうち4つについて目標を達成できたこと、他3つの指標については今後相当な期間を要せずに目標達成可能であることから、相当程度進展ありと判断した。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>(有効性、効率性)</p> <p>女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権尊重や女性に対する暴力の根絶を推進するために、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会風土の醸成や暴力被害者に対する支援の取組が重要であるところ、測定指標1～7はいずれも主要なものとなっている。</p> <p>支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第3条第2項においても、市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとされている。特に被害者に最も身近な行政主体である市町村は、地域における生活支援に関する制度の施策の多くを担っていることから、支援センター機能を生かして関係部局が連携することで、一つの施設内で相談から自立支援の各段階における各種手続等が行えるなど、被害者の負担軽減につながっている。未設置の市町村に対する必要な支援としては、同センターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣(平成27年度は2回実施。参加者計25名)や既に設置した地方公共団体の先進的な事例及び好事例を収集し報告書を取りまとめ配布することが、設置促進に効果的であると考え。平成21年度の設置数が21か所であったものが、6年間で68か所も増加しており、今年度の達成率も89%という概ね目標に近い実績である。</p> <p>若年層が、将来において、女性に対する暴力の加害者、被害者となることを防止する観点からの予防啓発として、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ行政機関や教育機関の職員等に対する研修を3回実施し、258人が参加した。研修後、「各講義が今後の事業に生かせるか」「各講義のテーマが伝わったか」という質問に対して、約9割が肯定的な回答を示しており、また、1月以内に職場で研修内容を共有した参加者も約9割に上るなど、若年層への予防啓発の重要性に対する認識の向上につながっている。本研修参加後には、研修内容を活用し、内閣府が作成した教材を使用したりするなどして、研修参加者が指導者として若年層に対する予防啓発授業を行うなど、予防啓発活動の実施につながっている例もあることから、啓発活動の普及に寄与しており、予防啓発の促進に有効的である。</p> <p>性犯罪被害者が安心して相談することができる体制を整備するために、性犯罪被害者支援を担当する地方公共団体の行政職員に対し、支援のために必要な体制整備に係る知識を学ぶ研修、実際に支援を行う支援員に対し、支援に必要な技術を習得するための研修を実施した。参加者は昨年度の157人を大幅に上回る180人に上り、年々増加していることからわかるように、本研修のニーズは高い。行政職員、支援員それぞれに必要な内容の講義等を行うことで、また相談体制が整備されていない地方公共団体への整備の促進や、配偶者暴力被害者支援に比べ性犯罪被害者の支援に係る、専門的な知識が十分ではない支援員等の質の向上に寄与している。</p> <p>官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象としたワークショップは、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、被害者支援への質の向上、関係機関との連携強化につながっており、平成27年度は191人が参加した。</p> <p>測定指標に関する施策のほか「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間を定め、ポスター・リーフレットを作成し、地方公共団体や関係機関に配布することや、地下鉄駅構内へのポスター掲示を行うことで、広く国民一般への周知を行った。運動の初日には、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワーをライトアップし、暴力根絶の呼びかけ等を行っているが、地方公共団体においてもライトアップ等の運動の取組を行うように積極的に促すことにより、ライトアップを実施する地方公共団体も増えた。このように、関係機関と協力し、広報啓発活動を行うことは、女性に対する暴力根絶を国民に訴える有効な機会であった。(課題等)</p> <p>支援センターは、地方公共団体において、それぞれの状況を踏まえつつ設置されるものであるが、設置が進まない要因として地方公共団体の理解不足が考えられることから、設置のための参考となる事例等を掲載した報告書の見直しや、アドバイザー派遣の対象の拡大、設置に向けた庁内外の関係部署・機関との協議における留意点等を研修において共有するなど、地方公共団体の理解を進め、設置を促進するための取組について今後改めて検討することが必要である。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>女性に対する暴力根絶の広報啓発活動において、国民により認識してもらえ活動を実施し、研修事業の内容の充実、支援体制の強化や支援センターの設置促進を図ることにより、引き続き、女性の人権尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発、被害者支援の取組の充実等、女性に対する暴力の根絶を推進する。</p> <p>各研修内容に関する測定指標3、5、7については、おおむね目標を達成できたこと、例年高い満足度を維持していることから、各研修が非常に意義のあるものとなっていることが伺える。今後学びたいテーマとして参加者から聴取した内容を踏まえ、さらなる充実を目指す。</p> <p>目標達成できなかった測定指標の1については、地方公共団体の職員が集まる機会等を通じて、支援センターの設置を直接呼びかけたり、センター設置を検討している市町村には、アドバイザーを派遣するなど、設置促進のための取組を行い、目標の達成を目指す。</p> <p>測定指標6については、相談員の業務の性質上、突然の予定変更により研修直前に参加ができなくなる者が一定程度発生しうることを踏まえた上で、より多くの参加者を確保するため、積極的な声かけ等工夫し、目標の達成を目指す。</p> <p>測定指標7については、アンケート結果等を参考に研修員のニーズを精査することで、より充実した研修内容になるよう工夫し、目標の達成を目指す。</p> <p>【測定指標】</p> <p>総合評価方式に移行するにあたり、4次計画において重点的に監視・評価すべきと定めた「政策領域目標」を指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各研修におけるアンケート
---------------------------	--------------

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 馬場 純郎	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-54(政策14-施策⑤))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	女性の参画の拡大に向けた取組					
施策の概要	男女共同参画社会の形成に当たっては、女性の政策・方針決定への参画が促進されることが重要である。女性の参画の拡大に向け、企業の女性の活躍促進状況の情報開示に向けた取組や、女性の参画状況についての調査・情報提供を行う。					
達成すべき目標	「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との政府目標の達成に向けて、女性の参画の拡大に向けた取組を進め、管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合を、2020年30%に向けて着実に進展している状態となることを目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	13	27	33	49
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	9	27	33	-
執行額(百万円)	9	32	29	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日) 「2020年には、あらゆる分野で指導的地位の3割以上が女性となる社会を目指し、女性役員などの情報の開示、育児休業中の職業訓練支援など、女性登用に積極的な企業を応援してまいります」					

		基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
測定指標	1 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において「女性の活躍状況(女性役員の有無や人数等)」を開示する上場企業の割合	17.4% (9月末時点)	-	-	17.4% (9月末時点)	20.1% (9月末時点)	13.8% (8月末時点) (なお、平成27年3月31日より、有価証券報告書における役員の女性比率の記載が新たに義務化された。)	50%	達成
	年度ごとの目標値	-	-	-	40%	50%	-	-	
	測定指標である「『コーポレート・ガバナンスに関する報告書』における『女性の活躍状況(女性役員の有無や人数等)』の開示割合が、平成27年度には、前年度より低下し、目標値(50%)を下回ったが、平成27年3月31日より役員の女性比率の記載が新たに法的に義務付けられたことから、実質的に達成したとみなすことができる。								
測定指標	2 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合	2.20%	前年度2.4%に対し、2.5%となり0.1%の改善	前年度2.5%に対し、2.6%となり0.1%の改善	前年度2.6%に対し、2.7%となり0.1%の改善	前年度2.7%に対し、3.3%となり0.6%の改善(改善率の上昇)	前年度3.3%に対し、3.5%となり0.2%の改善	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値:5%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	達成
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値:5%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	-	
	測定指標である「『コーポレート・ガバナンスに関する報告書』における『女性の活躍状況(女性役員の有無や人数等)』の開示割合が、平成27年度には、前年度より低下し、目標値(50%)を下回ったが、平成27年3月31日より役員の女性比率の記載が新たに法的に義務付けられたことから、実質的に達成したとみなすことができる。								

	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度
3 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.50%	前年度6.2%に対し、7.2%となり1%の改善	前年度7.2%に対し、6.9%となり0.3%の減少	前年度6.9%に対し、7.5%となり0.6%の改善	前年度7.5%に対し、8.3%となり0.8%の改善	前年度8.3%に対し、8.7%となり0.4%の改善	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値：10%程度達成に向かって着実に進展している状態となること	達成
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	第3次男女共同参画基本計画における成果目標値：10%程度達成に向かって着実に進展している状態	-	-

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) <p>社会のあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合の代表的な指標である「1 コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合(平成27年3月31日より有価証券報告書での役員男女別人数及び女性比率の記載割合)、「2 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合」、「3 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合」のいずれも前年度と比べ数値が改善。3つの測定指標全てにおいて目標を達成したため、目標達成と判断した。</p>
施策の分析	<p>(有効性、効率性) 測定指標に掲げられている指標に代表される「指導的地位」に占める女性の参画拡大を実現するため、27年度においては下記の施策を実施した。</p> <p>① 女性の活躍促進に向けた「見える化」推進事業 「女性の活躍状況」の開示については、本目標設定以降、その重要性が認識され平成26年6月の「『日本再興戦略』改訂2014」にも盛り込まれたこともあり、平成27年3月31日より有価証券報告書での役員男女別人数及び女性比率の記載が義務付けられることとなった。測定指標である「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「女性の活躍状況」の開示割合については、目標値(50%)を達成できていないが、企業情報の開示において最も核となる有価証券報告書において、平成27年度より開示が義務化されたことで、目標値については実質的に達成したとみなすことができる。</p> <p>② 政策・方針決定過程への女性の参画に資する情報提供 「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査を実施し、国・地方公共団体等のあらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況を取りまとめるとともに、地方の女性参画状況について「見える化」し、公表するなどの取組を行うことにより、基本計画に基づく取組と相まって、各団体、各府省における女性登用が促進され、成長戦略のFUで代表的な指標として挙げている「2 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合」と「3 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合」は、それぞれ、「2」は第3次男女共同参画基本計画における成果目標値である5%程度に向かって、また、「3」は同成果目標である10%程度に向かって着実に進展している状態となった。</p> <p>上記事業により、女性の活躍推進は資本市場や労働市場でポジティブに評価されうるといった期待感の高まり、地域における女性活躍促進に向けた取組の活性化など、社会全体での女性の活躍促進に向けた機運が高まったことが、目標の達成に向けた進展に寄与したものと考えられる。</p>
評価結果	(課題等) <p>国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合・民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合は上昇。引き続き、第4次男女共同参画基本計画における目標の達成に向け、将来指導的地位に成長していく人材の層を厚くするための取組を進めていく必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 女性活躍促進に向けた社会全体の機運の高まりの流れを、安定したものとさらに具体的な参画拡大に結び付けるべく、引き続き見える化の推進を図るため、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における女性の活躍の情報開示については、HP等を通じて記載事例の周知に努めてきたところであるが、平成27年より有価証券報告書に役員の男女別人数及び女性比率の記載が義務付けられたほか、27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、役員に占める女性の割合については民間事業主が公表する情報の一つとして位置づけられるなど、測定指標である「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」以外に新たな企業における「女性の活躍状況」を開示する枠組みが整ったことから、今後、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における女性の活躍の情報開示を測定指標とすることは考えていない。</p> <p>引き続き、「女性の政策・方針決定過程参画状況調べ」及び「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査について各分野における女性の参画状況等について取りまとめて公表するほか、民間企業等での女性役員の登用を支援するべく、当面社内での人材確保が困難であるとする企業の声を受けて内閣府HP内に開設した「はばたく女性人材バンク」の広報周知を図ることで民間企業における女性役員等への登用を促すなどの取組を進めていく。</p> <p>また、平成28年4月に全面施行となった国・地方公共団体、大企業といった各事業主に、女性の採用・登用の状況等を自ら把握・分析すること、また、数値目標の設定を含めた行動計画を策定し、公表すること等を求める「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の着実な施行により、積極的な女性採用・登用のための取組や将来指導的地位に登用される女性の候補者の層を厚くするための取組を進めていく。加えて、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等を推進する企業のインセンティブとして、同法第20条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり推進本部決定）に基づき、各府省や独立行政法人等が総合評価落札方式又は企画競争による調達を行う際において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を推進する。さらに、同法で努力義務とされている地方公共団体においても、国の取組に準じ、地域の実情に応じた取組が進められるように働きかけを行うほか、民間企業等における各種調達においても、同様の働きかけを行っていく。</p> <p>【測定指標】 総合評価方式に移行するにあたり、第4次男女共同参画基本計画において重点的に監視・評価すべきと定めた「政策領域目標」を指標とする。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>有識者も入った男女共同参画会議・専門調査会における議論を踏まえて、政策の企画・立案等を行ってきた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定） http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html ○「女性の施策・方針決定参画状況調べ」（内閣府・平成27年12月） http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2015/index.html ○女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定） http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html ○「女性国家公務委員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」（人事院・内閣官房内閣人事局・平成27年12月） http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/151201_followup.pdf ○地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成27年12月） http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/suishin-index.html ○資本市場における女性の活躍状況の「見える化」と女性活躍情報を中心とした非財務情報の投資における活用状況に関する調査報告書（平成28年3月） ○コーポレート・ガバナンスに関する報告書における「女性の活躍」状況に関する記載について（平成28年3月） http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/27mierukachosa.html（両調査）</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>男女共同参画局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>推進課長 大隈 由加里 調査課長 出口 恭子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年8月</p>
--------------	----------------	---------------	------------------------------------	-----------------	----------------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-56(政策14-施策⑦))

政策名	男女共同参画社会の形成の促進					
施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業					
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩みを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、相談者の気持ちに寄り添いながら話を聞き、相談者が抱える不安や悩みを整理し、必要に応じて支援の窓口を紹介することにより、相談者を必要な相談・支援につなげることを目的に、地方公共団体と協力して女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や面接相談等を行い、被災地において女性が安心して利用できる相談サービスを提供する。					
達成すべき目標	女性の人権尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。また、岩手県・宮城県・福島県における地元行政機関の相談機能の回復を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	92	70	67	50
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	92	70	67	-
執行額(百万円)	69	56	48	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	被災自治体の要望に応じて人材育成研修等を実施した割合	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		100%	-	-	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標値	-	-	100%	100%	100%	-	-	
	地元行政機関相談機能回復研修の募集定員に対する参加者割合	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
80%		-	-	-	-	58%	80%		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	80%	-		

参考指標	1 臨時相談窓口における相談件数(電話相談)	実績値					/	/
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
	1,385件	5,069件	4,480件	1,556件	1,343件			
	2 臨時相談窓口における相談件数(面接相談)	実績値					/	/
23年度		24年度	25年度	26年度	27年度			
80件	504件	357件	588件	459件				

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 地元NPOの相談員で対応困難な相談案件については、被災自治体からの全ての要望に対し、スーパービジョン(専門性の高い全国からの派遣相談員による個別具体的なアドバイス)を実施したことにより、人材育成研修の実施目標を達成したと判断した。また、地元行政機関相談機能回復研修の募集定員に対する参加者割合が目標未達成であるが、今後、同研修をより早期に計画し、相談員を出席させるための人的配置を調整しやすくするなどして積極的な参加を働きかけることで、参加者が拡大するものと想定されることから、目標達成の見込みがあり、全体として、相当程度進展ありと判断した。

評価結果	施策の分析	<p>(達成手段の有効性、効率性)</p> <p>被災3県に臨時相談窓口(岩手県1か所、宮城県6か所、福島県2か所)を設置し、面接相談、仮設住宅への訪問相談、被災者らが集まって悩み等を話し合うグループ活動の実施、法テラスとの協定によって弁護士等と連携した相談対応を行った。また、県外避難者の多い福島県においては電話相談も実施し、フリーコールでの相談を受け付けた。このように、被災地の実情に沿ったきめ細かい支援を行うことにより、女性が安心して利用できる相談サービスの提供に寄与していると考えられる。</p> <p>平成27年度の相談件数は、1,802件であり、内訳は、電話相談件数が1,343件、面接相談件数が459件(うち、グループ活動実施件数は124件)であった。相談対応は、全国からの派遣相談員と、地元の地理や被災状況を十分に把握している地元相談員とが連携して行い、相談者のニーズに応じたケアを行ったほか、地元相談員で対応困難な相談案件があった場合にはスーパービジョンを実施した。平成27年度中は10回のスーパービジョンを実施し、相談員のスキルアップと、相談対応の充実を図った。</p> <p>東日本大震災により、地元行政機関の窓口相談員自身が被災したこともあり、多数の相談や様々な相談内容に対して、地元行政機関だけでは対応することが困難となったため、本事業については、全国女性団体の協力を得て、地元NPOを相談の受け皿としてきたものであるが、最終的には、本来の実施機関である地元行政機関への移行(自立)を目指している。被災後5年が経ち、地元行政機関の相談窓口の人的配置については概ね問題ないものの、震災前と比べて相談内容がより複雑化・多様化しているため、相談員の対応レベルについては未だ不十分な面も見られる。よって、平成27年度は地元行政機関の相談機能の回復を図るため、地元行政機関等において相談対応に当たる担当者、相談員等を対象とした基礎的な研修を7回実施した。研修を企画した当初は、より多くの地元相談員の参加を期待して参加者割合を設定したものの、開催の告知期間が短かったことや開催場所の交通事情等により、280名の参加者見込みが、実際は162名(57.9%)に留まった。しかしながら、本研修を実施したことによって、本相談事業への理解を深めるとともに、男女共同参画の視点に立った相談対応に当たる際の基礎的知識の習得と、地元行政機関の相談機能の回復に一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <p>本事業終了後、各地元行政機関において、複雑化・多様化している相談内容に適切に対応できるようにするため、研修内容をより充実させるとともに、より多くの相談員が研修を受講できるよう工夫し、相談員のスキルアップに資するための取組を行うことが課題である。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>被災者の心のケアは発災から5年が経過した現在においても重要なものであり、被災地の地元行政機関が自立して相談に対応することができるよう、実効ある相談機能回復研修を開催する。具体的には参加者募集について、告知期間を長く、告知対象を広く設定し、交通の利便性を配慮した会場で開催するとともに、研修内容の充実を図って、相談員のスキルアップを推進する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>地元行政機関における相談支援の基盤強化を図るため、引き続き、現在の測定指標を維持し、目標の達成を目指す。さらに的確な相談対応が可能となるよう、相談機能回復研修を継続実施し、研修の募集定員に対する参加者の割合に加え、参加者の満足度を向上させることを目標とした測定指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業 報告書(6月公表) http://www.gender.go.jp/policy/saigai/bo-reports.html
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 馬場 純郎	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------